

# 社会資本整備総合交付金（中間評価）

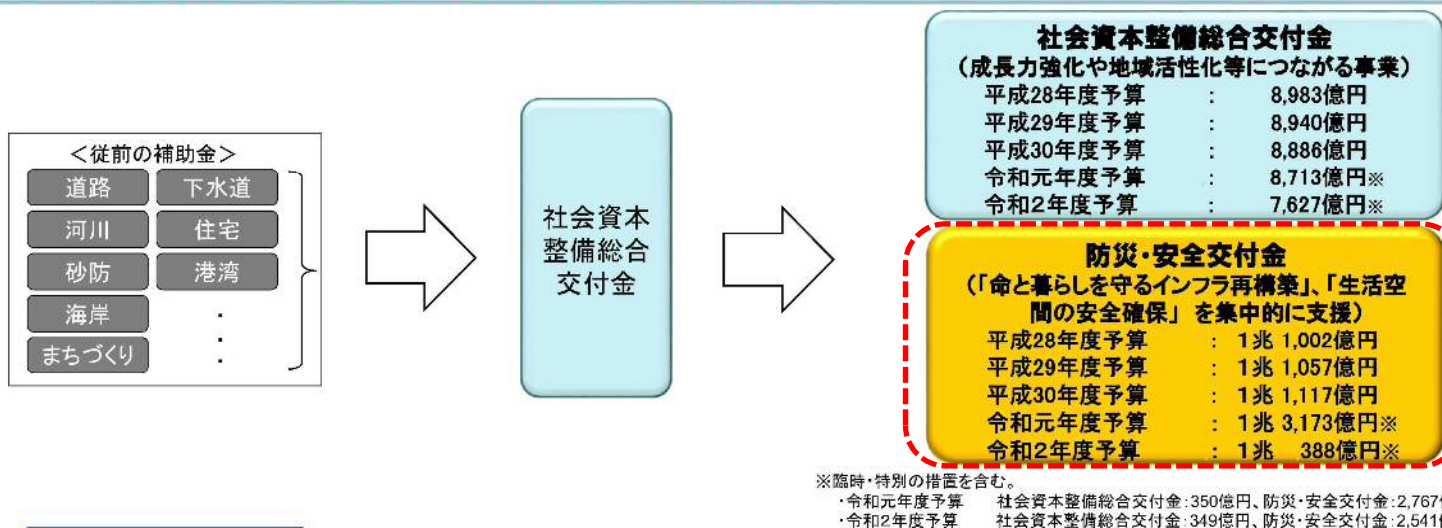
Pa37 計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり  
（法面・舗装・附属物等）



滋賀県土木交通部道路保全課

# ◆社会資本整備総合交付金の概要

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



## 両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

Pa37を設定

出典:国土交通省HP「社会資本整備総合交付金」

## 滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

### 第3 中間評価および事後評価の内容

1 知事は、次に掲げる事項について中間評価を行うものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況

2 知事は、次に掲げる事項について事後評価を行い、今後の方針の案を作成するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況
- (4) 主要な事業に関する次の事項
  - ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - イ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
  - ウ コスト縮減および代替案立案等の可能性
  - エ その他必要と考えられる事項

3 2の(4)の主要な事業は、対象事業のうち、県が事業主体となって実施する公共事業で、かつ、次のいずれか※に該当するものとする。ただし、維持管理に係る事業を除く。 ※省略

# ◆当整備計画（Pa37）について

## 【計画の名称】

- 計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）

## 【計画の期間】

- 平成30年度～令和4年度（5年間）

## 【交付対象】

- 滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町、多賀町

## 【計画の目標】

- 道路ストックの計画的な舗装修繕・附属物修繕等の老朽化対策や、災害発生時に一日も早い「施設復旧」「生活・経済復興」「安定した交通ネットワークの確保」するための防災対策を一体的・総合的に実施し、信頼性の高い道づくりを行う。

## 【計画の定量的指標】

1. 舗装修繕計画を推進するものとし、良好な舗装管理率（判定区分Ⅰの割合）を2%向上させる。

### ◆良好な舗装管理率

舗装状態の健全性診断が健全(判定区分Ⅰ)と診断された延長 / 全延長

2. 防災点検における要対策箇所の対策済み数

法面等の直接的対策 + バイパス整備等の間接的対策

ひがしこうざか  
●国道365号【長浜市 東上坂】



たかぎようかいち      うりゅうづ      しばはら  
●高木八日市線【東近江市瓜生津-芝原】



おじがはた  
●国道306号【多賀町大君ヶ畑】



# ◆要綱第3-1-(2) 事業効果の発現状況 Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



- 整備箇所: 国道306号(大君ヶ畑工区)
- 工期 : H30 ~ R4
- 整備内容: 法面对策
- 全体事業費: 10億円
- 整備状況



要対策箇所7箇所のうち、4箇所対策済み  
引続き、事業進捗を図っていく

整備前



平成28年6月 被災状況



整備後



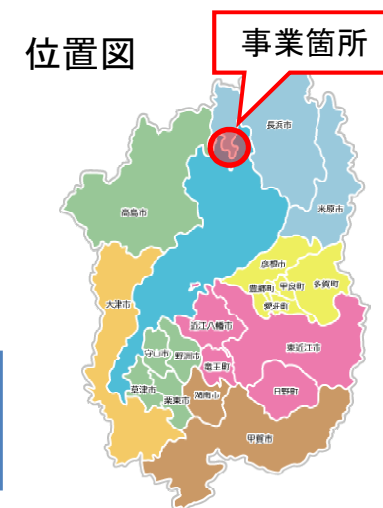
令和元年8月 対策実施

# ◆要綱第3-1-(2) 事業効果の発現状況 Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



- 整備箇所: 葛籠尾崎大浦線(菅浦工区)
- 工期 : H30 ~ R4
- 整備内容: 法面对策
- 全体事業費: 5億円
- 整備状況



要対策箇所8箇所のうち、5箇所対策済み  
引続き、事業進捗を図っていく

整備前



平成30年7月 被災状況

整備後



令和元年8月 対策実施



# ◆要綱第3-1-(2) 事業効果の発現状況 Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



- 整備箇所: 滋賀県内一円
- 工期 : H30 ~ R4
- 整備内容: 舗装修繕
- 整備状況

舗装修繕により、安全で安心して利用できる道路の整備を実施している

整備前



整備後



国道421号 東近江市林田町地先

# ◆要綱第3-1-(1) 事業の進捗状況 Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



## 総事業費に占める3か年の実施済み事業費の割合

整備計画	中間時点状況 (R2年度末見込み)	
事業費(a)	実施済み事業費(b)	(b)/(a)
64,867百万円	11,291百万円	17.4%

※事業費 (a) : 整備計画の全体事業費（基幹事業のみ）

※事業費 (b) : 対象事業における整備計画期間内（平成30年度から令和2年度）の投入事業費

## 実績からみる事業進捗状況（県事業）

事業内容	左記事業数のうち 完了目標(c)	完了実績(d)	進捗率 (d)/(c)
法面对策	58箇所	27箇所	46.6%
舗装修繕	33.4km	18.4km	55.1%



# ◆要綱第3-1-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



## ■成果指標

- ・舗装修繕計画を推進するものとし、  
良好な舗装管理率(判定区分Ⅰの割合)を2%向上させる

## ■定量的指標の算定式

- ・(良好な舗装管理率(%)) = (舗装状態の健全性診断が健全(判定区分Ⅰ)と診断延長) / (全延長(1方向あたり大型車500台/日以上の県管理道路延長))

平成30年度当初時点の良好な舗装管理率

$$= 143.1\text{km (MCI5.1以上の延長)} / 477.0\text{km} = 30.0\%$$

令和2年度末時点の良好な舗装管理率

$$= 152.9\text{km (MCI5.1以上の延長)} / 477.0\text{km} = 32.1\%$$

2.1%向上

	目標値	実績値
当初(H30年度当初)	30%	—
中間年(R2年度末)	32%	32.1%
最終年(R4年度末)	34%	

目標達成

# ◆要綱第3-1-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



## ■成果指標

・防災点検における要対策箇所対策済み数

## ■定量的指標の算定式

・防災点検における要対策箇所対策済み数)

＝法面等の直接的対策＋バイパス整備等の間接的対策

	目標値	実績値
当初(H30年度当初)	0箇所	—
中間年(R2年度末)	26箇所	27箇所
最終年(R4年度末)	58箇所	

目標達成

# ◆ 主要な事業の選定について Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



## 滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

2 知事は、次に掲げる事項について事後評価を行い、今後の方針の案を作成するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況
- (4) 主要な事業に関する次の事項
  - ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - イ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
  - ウ コスト縮減および代替案立案等の可能性
  - エ その他必要と考えられる事項

3 2の(4)の主要な事業は、対象事業のうち、県が事業主体となって実施する公共事業で、かつ、

次のいずれか※に該当するものとする。ただし、維持管理に係る事業を除く。

※省略



該当事業なし

## ◆ 中間評価まとめ Pa37

計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）



### ①事業の進捗状況

法面对策では、要対策箇所について目標58箇所に対して27箇所が完了した。  
舗装修繕では、目標33.4kmに対して18.4kmが完了した。

### ②事業効果の発現状況

法面对策や舗装修繕等により、安全で安心して利用できる道路を確保することができている。

### ③評価指標の目標値の実現状況

#### 良好な舗装管理率の向上

中間目標値2%向上に対し、実績値2.1%であり、中間目標値を達成している。

#### 防災点検における要対策箇所の対策済み数

中間目標値26箇所に対し、27箇所が対策済みであり、中間目標値を達成している。

### ④今後の法面・舗装・附属物等の計画的な修繕

Pa37の事業は、引き続き、各道路施設ごとの修繕計画に基づく修繕を行い、安全で安心して利用できる道路を確保していく。